

平成 27 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 27 年 3 月 10 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 27 年 3 月 20 日（金）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総 務 課 長	林 裕紀	税務住民課長	北岡 明
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設 課 長	中西 豊	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
農業委員会事務局長兼農業振興室長	中世古憲司	総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	上村 直義
監 査 委 員	中村 功				

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 2 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
(討論・採決)
- 第 3 議案第 3 号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について (討論・採決)
- 第 4 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (討論・採決)
- 第 5 議案第 5 号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の制定について (討論・採決)
- 第 6 議案第 6 号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の制定について (討論・採決)
- 第 7 議案第 7 号 玉城町行政組織条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 8 議案第 8 号 組織変更等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(討論・採決)

- 第9 議案第 9号 町税条例の一部改正について（討論・採決）
- 第10 議案第 10号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 第11 議案第 11号 玉城町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 第12 議案第 12号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第13 議案第 13号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第14 議案第 14号 玉城町訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第15 議案第 15号 玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第16 議案第 16号 町道の認定及び変更について（討論・採決）
- 第17 議案第 17号 定住自立圏形成協定の変更について（討論・採決）
- 第18 議案第 18号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第7号）（討論・採決）
- 第19 議案第 19号 平成26年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（討論・採決）
- 第20 議案第 20号 平成26年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第21 議案第 21号 平成26年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第22 議案第 22号 平成26年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第23 議案第 23号 平成26年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第24 議案第 24号 平成26年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第25 議案第 25号 平成26年度玉城町病院事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第26 議案第 26号 平成26年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第27 議案第 27号 平成26年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第28 議案第 28号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第29 議案第 29号 平成27年度玉城町一般会計予算（討論・採決）
- 第30 議案第 30号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計予算（討論・採決）
- 第31 議案第 31号 平成27年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（討論・採決）

- 第 32 議案第 32 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計予算（討論・採決）
- 第 33 議案第 33 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算（討論・採決）
- 第 34 議案第 34 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計予算（討論・採決）
- 第 35 議案第 35 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）
- 第 36 議案第 36 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計予算（討論・採決）
- 第 37 議案第 37 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計予算（討論・採決）
- 第 38 議案第 38 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（討論・採決）
- 第 39 議案第 39 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計予算（討論・採決）
- 第 40 発議第 1 号 玉城町議会委員会条例の一部改正について
- 第 41 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。よって、平成 26 年第 1 回玉城町議会定例会第 4 日目の会議を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において
1 番 中西 知子 さん 2 番 北 守 君
の 2 名を指名いたします。

議案の討論・採決

○議長（風口 尚）始めに、7 番 奥川直人君から、3 月 12 日の会議における発言について、会議規則第 64 条の規定により、お手元に配付しました「発言取消申出書に記載した部分を取り消したい」との申し出がありました。

ここで、奥川直人君に発言を求めます。

○7 番（奥川 直人）先ほど、議長からありましたように 3 月 12 日の本議会で、提出議題に対する質疑、議案名は議案第 39 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計予算において不適切な発言と自ら判断いたしまして、町村議会規則第 64 条の規定に基づき、発言取消しの申請をいたします。

このことにつきましては原区にあるアスピーア玉城の公共下水道が平成 27 年度に接続されないということで、玉城町で現在進められております公共下水道と従来の合併浄化槽が同等の処理能力で問題はないという副町長の発言がございました。このことに対しまして皆さんご存知の福島原発の汚染水の安全評価規準とはという問題につきまして、

本来の規準とはなんなのかという疑問を持ちまして、こういう発言をいたしました。公共下水道と従来の合併浄化槽が同等の処理能力ではないということに対しまして、私が「原子炉の汚染水といっしょや、あんなもの」とこのように発言をいたしました。取り消したい内容につきましては、その言語含めまして、「そういうことになるわけさ」原水の汚水といっしょやあんなもん、みなさん、そう思とる」この部分につきましては、不適切ではないかと同僚の議員さんから助言をいただきまして、議会放送も確認いたしました結果、この事例が慎重性に向け、不適切と自ら判断し取り消させていただきます。宜しく申し上げます。

○議長（風口 尚）奥川 直人君の発言は終わりました。

お諮りします。

只今、発言がありましたように、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、奥川 直人君からの発言取消しの申し出を許可することに決しました。

これより、議事に入ります。

（「議長 休憩動議お願いします。」の声あり）

（「賛成」の声あり）

○議長（風口 尚）暫時休憩します。

（午前9時05分 休憩）

（午前9時07分 再会）

○議長（風口 尚）再会いたします。奥川議員お願いします。

○7番（奥川 直人）確かに行政の皆様に対して、また、町民の皆様が、このことを原発の汚染といっしょやということについては行き過ぎた発言だとこのように思っています。そのことにつきましては、この場で誤りたいと思います。以上です。

○議長（風口 尚）次に日程第2、議案第2号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、ないし日程第17 議案第17号 定住自立圏形成協定の変更についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては総務産業常任委員会及び、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

まず、総務産業常任委員長長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 奥川直人君

○総務産業常任委員会委員長（奥川 直人）議長より、総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議案となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号 教育長の職

務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、以下8件の審査を、3月13日、午前9時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと7名の委員により審査を行いました。詳細については、会議録をご高覧賜りたいと思います。

まず、議案第2号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてにつきましては、委員より「議案第2号から4号まで関連することであるが、国の法律改正に基づき、この条例制定を行うにあたり、メリット、デメリットはあるか」の問いに、町より「玉城町として大きな影響はない。行政と教育委員会が今以上に機密な連携を図りながら、重要と掲げている教育について、より一層力をあわせて取り組んで生きたい」との回答でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町行政組織条例の一部改正についてにつきましては、委員より「今回、設置する、総合戦略課の担当する業務内容と職員体制について何う」との問いに、町より、「国の地方創生の動きに合わせ、玉城町版の総合戦略等の策定、また、基本計画の立案、庁舎内部の調整、定住自立圏等の広域行政、そして、ICTの活用と将来に向けての取り組みを考えている。職員数は2名ないし3名と考えている。」との回答でした。

質疑を終了し、討論はなく、挙手全員で原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号 組織変更等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 町税条例の一部改正について につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 町道の認定及び変更についてにつきましては、委員より「町道認定をしながら、工事をしていない路線があるが、今回の路線も含め、町道認定の考え方

についてお聞きする」との問いに、町より「今回、認定をお願いしている路線は、既に舗装されている箇所を基本としている。家屋の立ち並び、通過交通量の増加等のため、町道として管理していく必要性があると考えます。

また、未供用のまま年数が経過している路線・箇所については、今後の見直しにおける廃止も有り得るが、狭いながらも通行のある路線については、町道として管理していくべきであると考えます。」との回答でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 定住自立圏形成協定の変更についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 坪井信義君

○教育民生常任委員長委員長（坪井 信義）議長より、教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る3月12日の本会議において本委員会に付託されました、議案第5号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について 以下8件の審査を3月13日午後1時から、第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長また関係職員の出席のもと、出席委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第5号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 10 号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてにつきましては、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 11 号 玉城町介護保険条例の一部改正についてにつきましては、委員より「今回の値上げによって払えない人は出てこないのか。国や県から、これ以上の補助金があれば、値下げできるのか」の問いに、町より「2階層の方については、国で示された基準よりも、負担割合を減らす措置をとった。また、支払いが負担となる方については、今後、個別にご相談に応じ、きめ細かな対応をしていきたい。」との回答でした。

また、「介護報酬が 2.27%下げられたが、なぜ、介護保険料は全体的に高くなるのか」の問いに町より「玉城町は、介護認定の認定者数が全国・県平均より低い、施設が充実しているため、利用しやすく、費用が多額となり、保険料が上がる原因だと分析している」との回答でした。

その他、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 12 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 13 号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 14 号 玉城町訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 15 号 玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、教育民生常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、議案第2号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

1番 中西 友子さんの反対討論の発言を許します。

1番 中西 友子さん

○1番（中西 知子）議案第2号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてですが、議案第3号、議案第4号も関連しているので、一括して反対討論をさせていただきたいと思います。宜しいでしょうか。

○議長（風口 尚）はい、どうぞ

○1番（中西 知子）多くの教育関係者が大切にしてきた教育の政治的中立性は首長などが属する政治的党派の政治的考え方によって、教育を左右してはいけないという意味で大切な考え方です。多くの教育長や教育委員は政治と教育は別のはずだ、自分達は子ども達のためにという思いを持って仕事をしています。政治と教育の関係について、政治が一番やるべきは、教育条件整備、絶対にやってはならないのは、教育内容への介入、支配という座標軸をもっています。これは、民主主義社会での政治と教育の根本であり、憲法の立場でもあります。法案には大きく分けて、二つの問題があります。その1つが法案が導入した教育大綱の規定です。大綱はその自治体の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と規定され、制定は義務です。教育基本法上の自治体の教育振興基本計画は任意なので、その点が大きく違います。大綱は国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌として作るとされています。教育への国家的支配を一層強めるものです。しかも大綱の決定権限は首長です。本来なら教育の基本的方針は私学などを別にして、教育委員会が作るべきものです。首長と教育委員会との協議機関である総合教育会議を設置し、そこで協議するとしていますが、教育委員会側が反対しても、首長が決定できます。国は、教育委員会が反対の意志を明確にすれば大綱に拘束されないといいますが、実際は難しいことです。しかも法案は、教育委員、教育長の共通の服務として大綱に則して、教育の行政の運営が行われるよう、意を用いていなければならないとされています。大綱にはなんでも盛り込めるとしてあります。個々の人事や教科書採択は引続き教育委員会の権限ですが、大綱に成果主義、賃金を導入する、愛国心教育を推進する

と書かれれば教育委員会はその方向で人事や教科書採択をせまられるのは明らかです。

こうして大綱は国の教育方針をもとに首長が教育の基本方針を決め、教育委員会をそれに従属させるものです。法案のもう一つの問題は新教育長です。新教育長は事務局のトップである教育長と教育委員会の代表である教育委委員長を兼ねるポストで、教育委委員長は廃止です。これにより教育委員会と教育長との力関係が、制度上入れ替わります。

現行制度では、教育委員会は教育長を任命し問題を感じたら共鳴することもできます。そして教育長が教育委員会の意志にそって仕事をしているかどうか。教育長は指揮監督する権限もっています。ところが法案によって、こうした権限をすべて失います。

新教育長は教育委員会を主催し、代表するいうと教育委員長の役割を併せ持つ、文字通りの教育委員会のワントップとなります。教育委員会は名実ともに新教育長の風下に立つこととなります。同時に新教育長の任期は3年と短くされ、首長が議会の同意を経て任命するのですから、首長からの独立が著しく弱まります。大綱で教育方針を縛った上で新教育長を通じても、教育委員会を支配していくのであれば、教育委員会の独立性は大きく損なわれ、国と首長が教育内容を介入、支配していく道を開くこととなります。

以上の理由をもって反対とします。

○議長（風口 尚）以上で、通告者の討論は終わりました。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（風口 尚）次に、議案第3号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 玉城町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町行政組織条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 組織変更等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 町税条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 玉城町介護保険条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号 玉城町訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号 玉城町訪問介護事業の設置等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 町道の認定及び変更について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号 定住自立圏形成協定の変更について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 18 号 平成 26 年度 玉城町一般会計補正予算（第 7 号）ないし、日程 第 28 議案第 28 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し 委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山本静一君

○予算決算常任委員会委員長（山本 静一）議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 3 月 12 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 18 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）ないし議案第 28 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）11 件についての委員会審査を、3 月 16 日、午前 9 時より、第 1 委員会室において、町長・副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと 12 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 18 号につきましては、質疑、討論を終了し、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 19 号、20 号、につきましては、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 21 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 22 号・23 号・24 号・25 号・26 号につきましては、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 27 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 28 号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第 18 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）について、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

1 番 中西友子さんの反対討論の発言を許します。1 番 中西友子さん。

○1 番（中西 友子）議案第 18 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）について反対討論をします。

主だったものは社会保障、税番号制度システム改修業務委託料、これは今回新規に上がったものですが、税に掛かる分のサーバーシステムの改修業務と説明を受けました。今回、この税番号制度、通称マイナンバーには金融機関と病歴等も加えられ、税の徴収の強化の懸念や社会保障給付の削減の手段とされかねないなどの危険性も含まれています。以上の理由を持って反対とします。

○議長（風口 尚）以上で、通告者の討論は終わりました。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号 平成 26 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第2号) について採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成26年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号) について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成26年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) について、採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成26年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号) について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成26年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 3 号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 29 議案第 29 号 平成 27 年度玉城町一般会計予算ないし日程第 39 議案第 39 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案についても、それぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております、これより予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員会委員長 山本静一君

○予算決算常任委員会委員長（山本 静一）議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

3月12日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第29号 平成27年度 玉城町一般会計予算ないし、議案第39号 平成27年度玉城町下水道事業会計予算11件についての委員会審査を、3月16日及び17日、第1会議室において、各会計の補正予算の審査終了後、実施いたしました。その審査内容は会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第29号につきましては、質疑、討論を終了し、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号につきましては、質疑、討論を終了し、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 36 号、議案第 37 号につきましては、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 38 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 39 号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮り致します。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第 29 号 平成 27 年度玉城町一般会計予算について、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

1 番 中西友子さんの反対討論の発言を許します。1 番 中西友子さん

○1 番（中西 友子）議案第 29 号 平成 27 年度玉城町一般会計予算について反対討論をいたします。

社会保障税番号制度についてですが、今年、10 月にカード配付、28 年 1 月施行となりますが、今回金融機関、病歴等も加えられ、税の徴収強化の懸念、社会保障給付削減の手段とされかねない。また、行政側の進行状況がいまいち、つかめていない等、来年 1 月には試行というのに危険性があることへの改善がみられないため、この制度をこのまま進めていくのに反対なので、反対とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で、通告者の討論は終わりました。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会予算について、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

1 番 中西友子さんの反対討論の発言を許します。1 番 中西友子さん

○1 番 (中西 友子) 議案第 30 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について反対討論をいたします。国保の財政悪化と国保料高騰を招いている現況は、国の予算削減です。1984 年当時の自民党政府は医療費の 45%とされていた国保への定率国庫負担を 38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小廃止してきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は 1984 年度の 50%から 24.1%、2008 年度に半減しています。こうした国庫負担の削減が自営業者や農家の経営難とともに低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者などの無職者が国保加入者の 7 割以上になるなど、加入者の所得低下と一体に進んだことが事態を一層深刻にしています。20 年前は 240 万円だった国保加入世帯の平均所得は 2009 年度には 158 万円にまで落ち込んでいます。その同じ次期に一人当りの国保料は 6 万円から 9 万円へと跳ね上がりました。これでは、滞納が増えるも当然です。今や、国保は財政難、保険料高騰、滞納増という悪循環を抜け出せなくなっています。低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は適切な国庫負担なしにはなりたない。これは政府も認めた国保財政の原則です。国保の国庫負担増を政府に求める市町村議会や首長の意見書は 2010 年の一年間だけで 150 件を超え、その多くが 1984 年の解約前の水準に戻すことを要求しています。全国知事会、全国市長会などの地方 6 団体も 2010 年 12 月、国庫負担の増額を求める連盟の決議を採択しています。この道しか、国保問題の解決はありません。市町村国庫負担を計画的に 1984 年解約前の水準に戻す改革を進め、所得に応じた保険料に改めることで滞納もなく、持続可能な国保財政の道を開きます。国民健康保険は社会保障及び国民保険の向上を目的とし国民に医療を補償する制度です。その制度が国民生活苦に追い討ちをかけ、人権や命を脅ひやかすことなどあってはなりません。今後も法定外繰入による国保料の高騰に歯止めをかけていただくよう求めて反対討論とします。

○議長 (風口 尚) 以上で、通告者の討論は終わりました。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 平成 27 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号 平成 27 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号 平成 27 年度 玉城町病院事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号 平成 27 年度 玉城町水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号 平成 27 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号 平成 27 年度 玉城町下水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、追加議案の審議に入ります。

日程第 40 発議第 1 号 玉城町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者 山口和宏君より趣旨説明を求めます。6 番 山口和宏君

○6 番 (山口 和宏) 只今、議題となりました発議第 1 号 玉城町議会委員会条例の一部改正についての趣旨説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、玉城町行政組織条例の一部改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正と併せ、地方自治法第 121 条 長および委員長等の出席義務が改正されたことから、玉城町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきまして、条例第 1 項 1 号中 総務産業常任委員会の所管に総合戦略課の所管に属する事項を加えます。また、第 18 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」と改めます。なお、本条例改正案の施行期日は平成 27 年 4 月 1 日となっておりますが、経過措置として地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の際、現に在職する教育長はその教育委員会の委員としての任期中にかぎり、なお、従前の例により在職することといたします。以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。なお、補足資料といたしまして、条例新旧対照表を配付してございますので、議員各位にはご理解いただき、ご賛同を求めるものであります。

宜しく願いいたします。

○議長 (風口 尚) 趣旨説明は終わりました。

お諮りします。

本案に対する質疑、討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論は省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 41 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これを以って、平成27年第1回玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて平成27年第1回玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。町長 辻村 修一君

閉会の挨拶

○町長（辻村 修一）閉会にあたりましてお礼の挨拶を申し上げます。年度末、年度初めという今期の定例会、大変多くの提案の中で慎重にご審議を賜りまして、すべての議案につきましてご承認いただきましたこと、厚くお礼を申し上げる次第であります。ご承知のように、特にこの4月からはじまります平成27年度は国の地方創生に係る、この総合戦略の策定、或いは玉城町の後期基本計画の策定ということで、町の将来を見据えての重要な取組みをしていかねばならない年を迎えておるわけであります。また、もう1つは町制施行60年を迎えた年でございまして、更に玉城町の魅力を発信していく、そして一層少子高齢化の厳しい時代でありますけど、若い方々が玉城町へお越しいただいて、定住自立を促進していく、そういうことにも力を入れていく必要があると思っております。議会ははじめ、町民のみなさん方のご意見ご要望を賜りながら、町づくりにまい進をしまいる所存でございますので、一層のご支援をいただきますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚）閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は去る10日から本日まで11日間に亘りまして、熱心にご審議を賜りまして、平成27年度の予算の成立を見ましたことを厚く御礼申し上げます。また、議事進行につきましても、ご協力いただきましたことを重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、平成27年度の予算をはじめ、他の議案につきましても、その執行につきましても、適切な運用をいただき、町政発展にご努力を願うことをお願いしたいと思います。

大変、暖かくなってまいりましたけれど、来週はまた、寒いというようなことも聞いております。くれぐれもご自愛くださいまして、更なる町政発展のためにご尽力賜りますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ご苦労さまでした。

(午前10時09分 散会)